

移住者向け **空き家リフォーム等補助金**



移住者が、市の空き家バンクに登録されている空き家を購入しリフォームする場合や、空き家その所有者または委託を受けた事業者が「移住者限定賃貸物件」として活用するためにリフォームする場合に、居住部分のリフォーム費用や残置物の撤去費用の一部を補助します。リフォーム着手前に申請が必要のため、事前にお問い合わせください。

項目	A：移住者対象リフォーム補助	B：空き家活用事業者等対象リフォーム補助
対象者	市外から対象の空き家に住所を移した移住者（※）	対象の空き家を移住者限定賃貸物件として活用する事業者
対象事業	リフォーム費用の総額が5万円以上であること など	リフォーム費用の総額が100万円以上であることなど
その他要件	対象の空き家に5年以上居住すること	10年間、移住者限定賃貸物件として市の登録台帳に登録すること
助成金額	対象経費の2分の1以内(上限30万円) 空き家バンク登録する所有者またはBの対象者が空き家の残置物を処理する場合、最大5万円を補助	対象経費の2分の1以内(上限100万円)

※移住者=住所を移した日から起算して過去3年以内に、当市に住所を置いたことがない人

移住者向け **移住・就業支援金**



東京圏に一定期間在住・通勤していた人が、市内に移住して要件を満たす場合に支援金を交付します。

対象者	移住する直前10年間のうち通算5年以上かつ、移住する直前1年以上連続して、東京都23区内に在住、または東京圏の対象地に在住して同区内に通勤などしていた人が、移住して要件を満たす場合
支援金額	[単身者] 60万円 [世帯] 100万円+18歳未満の世帯員3人目まで1人につき100万円
就業要件	静岡県が運営する「静岡県移住・就業支援求人サイト」に掲載されている対象の求人に応募して就業すること など
専門人材要件	内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業による就業 など
テレワーク要件	所属先企業などからの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと など
関係人口要件	満50歳未満の人、または18歳未満の世帯員を帯同して移住する人のうち、過去に市の住民基本台帳に登録があった人や市内の学校に通学していた人、または移住前に市へ移住相談などをした人であって、移住後に市内で就業または起業する人 など

移住者向け **移住者の就業支援マッチングサービス**



当市に移住したい、または移住した人の市内での就業を支援するため、移住者の就業支援マッチングサービスを開始しました。このサービスは、市内での就業を希望する移住者の情報を市が事前に登録されている登録事業者約60社に提供し、マッチングを図るサービスとなります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



◀市ホームページ

新婚世帯や子育て世帯、移住者の皆さん！
牧之原市で利用できる**各種支援策**を紹介します

市では、子育て世帯の住宅取得や新婚世帯の住宅の賃貸費用などに対して、支援を行っています。また、空き家リフォームや市内への移住についての支援、移住者の就業支援も行っています。各種支援にはそれぞれ要件があるため、担当までお問い合わせください。

問い合わせ 都市住宅課 池田 ☎2633

子育て世帯向け **子育て家族定住奨励金**



市内に住宅を新築、購入（中古物件を含む）した子育て世帯に奨励金を交付します。

対象者	40歳未満の夫婦、または中学生以下の子どもがいる人
基礎額	10万円
土地加算	10万円
子ども加算	中学生以下の子ども ▶1人目 10万円 ▶2人目 20万円 ▶3人目 30万円 ▶4人目以降は一律 10万円
業者加算	10万円
転入加算	30万円
空き家・空き地バンク加算	10万円 ※牧之原市空き家・空き地バンクの登録物件を購入した場合
申請期限	住宅の引渡日から2カ月以内

新婚世帯向け **牧之原市新婚さん住む住む制度**



結婚新生活支援助成金

結婚を機に市内に住宅を取得した新婚世帯、または民間の賃貸住宅に入居した新婚世帯に対して、住宅の取得費や賃貸住宅の入居費用（初期費用、引越費用、家賃など）の一部を助成します。

対象者	令和8年1月1日～令和9年3月31日の間に婚姻した39歳以下の夫婦
所得要件	夫婦の合計所得が500万円未満
助成対象	結婚に機とした住宅の取得費やリフォーム費、賃貸物件の入居費、家賃など
助成金額	夫婦ともに ▶29歳以下=上限60万円 ▶39歳以下=上限30万円
申請期限	令和9年3月31日(日)

しあわせ新婚さん家賃助成金

結婚を機に、市内にある民間の賃貸住宅で同居を開始する新婚世帯に対して、月額家賃の一部を24カ月にわたって助成します。

対象者	令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に婚姻した夫婦
助成金額	月額家賃から住宅手当を差し引いた金額のうち、4万5千円を超えた分を上限1万円まで助成
助成期間	24カ月間
申請期限	婚姻日と入居日のいずれか遅い方から2カ月以内